

中国人民銀行上海本部

中国（上海）自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する通知

トランザクションバンキング部

2014年2月26日、人民銀行上海本部は中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）の小口外貨預金金利を自由化する「中国（上海）自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する通知」（銀総部発〔2014〕23号）（以下「通知」）を公布しました。

本通知は2014年3月1日から施行されます。

1、背景

2013年12月2日に中国人民銀行が公布した「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」の中では、試験区における資本項目自由化・クロスボーダー人民元決済・金利自由化・外貨管理改革等の規制緩和の方向性が示されていました。

本通知は、その中の「金利自由化」の外貨預金金利について細則が発表されたものです。

2、通知内容

小口外貨預金とは、預金金額が300万ドル（或いは同等のその他外貨）未満の小額の外貨定期預金と日々の口座残高が300万ドル未満の普通預金を指します¹。

3月1日より、試験区の小口外貨預金金利上限が撤廃され、上海地区の金融機構は区内居住者の外貨預金金利を自主的に決定することが可能になりました。

外貨金利については、2000年に300万ドル以上の外貨預金金利と外貨貸出金利が自由化されていたので、本通知により残されていた小口外貨預金金利が自由化されたこととなります。

小口外貨預金金利の自由化が適用される区内居住者については図表1をご覧ください。

【図表1】区内居住者の定義（第二条）

①	試験区内で法に則り設立した中外資企業事業体法人（金融機構を含む） ※通知では、銀行以外にも、上海市の財務公司・金融リース会社・自動車販売金融会社が言及されています。
②	試験区内で登記しているが法人資格は未取得の組織・その他組織・域外法人機構の試験区内に駐在している機構
③	試験区内で一年以上就業している域内個人。

本通知施行後の、金利状況については図表2をご確認ください。

¹ 「中国人民銀行 外貨金利管理を明確にすることに関する問題に関する通知」（銀貨政〔2002〕15号）

【図表2】中国における金利状況一覧

通貨	種類	金利状況 (2014/3/1 以降)
外貨	預金	300 万ドル相当額未満： (試験区外) 2005 年に人民銀行が発表した金利水準 ² (試験区内) 自由金利
		300 万ドル相当額以上：自由金利
	貸出	自由金利
人民元	預金	預金上限金利：人民銀行が発表する預金基準金利×110%
	貸出	自由金利

今後は試験区で唯一解禁されていない人民元預金金利自由化・試験区外での小口外貨預金金利自由化等が注目されますが、金利自由化に伴う銀行間競争の激化に備えた、預金保険制度の立上げや銀行破綻処理といった体制整備が必要であり、段階的に改革・開放が行われていくものと思われます。

以上

² 「中国人民銀行 小額外貨預金金利の上限を引き上げるに関する通知」 (銀發 [2005] 395号) で、ドル・ユーロ・日本円・香港ドルについて預金金利上限の調整が行われています。

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p>中国人民银行上海总部关于在中国(上海)自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的通知 (银总部发〔2014〕23号)</p> <p>国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海(市)分行，上海银行，上海农商银行，各其它法人商业银行上海分行，上海市各外资银行，上海市各村镇银行，上海市各财务公司、金融租赁公司、汽车金融公司：</p> <p>为稳步推进中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)利率市场化改革，根据《中国人民银行关于金融支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见》有关精神，经人民银行总行批准，人民银行上海总部决定自2014年3月1日起放开试验区内小额外币存款利率上限，现将有关要求通知如下：</p> <p>一、金融机构要根据《关于在中国(上海)自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的实施意见》(附件)的要求，强化外币利率定价机制建设，完善相关管理制度。</p> <p>二、金融机构要建立风险防范管理机制，将风险防范承诺书、风险自评估报告、风险管理措施、相关制度建设等内容及时报我总部货币信贷管理部门备案。</p> <p>三、金融机构除了做好试验区外币存款统计工作外，还要建立外币存款利率每日报价制度，按时填写外币业务监测表提交至我总部利率管理系统，大幅调整外币存款定价和大额资金划拨等异常被动要及时报告。</p>	<p>中国人民銀行上海本部 中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する通知 (銀総部発〔2014〕23号)</p> <p>国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国邮政貯蓄銀行上海(市)分行、上海銀行、上海農村商業銀行、その他法人商業銀行上海分行、上海市各外資銀行、上海市各村鎮銀行、上海市各財務公司、金融リース会社、自動車販売金融会社：</p> <p>中国(上海)自由貿易試験区(以下略称「試験区」)の金利市場化改革を着実に推進するために、「中国人民銀行の金融が中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」に関する精神に基づき、中国人民銀行総行による批准を経て、人民銀行上海本部は2014年3月1日から試験区内の小口外貨預金金利の上限を自由化することを決定し、以下のように関連要求を通知する。</p> <p>一、金融機構は「中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する実施意見」(添付資料)の要求に基づき、外貨金利決定メカニズムの構築を強化し、関連管理制度を完全化する。</p> <p>二、金融機構はリスク防止管理メカニズムを構築し、リスク防止承諾書・リスク自己評価報告書・リスク管理措置・関連制度構築等の内容を速やかに中国人民銀行上海本部貨幣預金貸出管理部門宛に備案(届出)する。</p> <p>三、金融機構は試験区での外貨預金統計業務以外にも、外貨預金金利日次価格報告制度を構築し、期限通りに外貨業務モニタリング報告表に入力し中国人民銀行上海本部金利管理システム経由で提出し、外貨預金価格決定の大幅調整と大口資金支</p>

四、金融机构要切实做好风险防控，按政策要求开展业务。我总部建立动态监测和检查机制，加强检查。对于不能履行上述规定和要求的金融机构，我总部将予以内部警告、通报批评、责令整改，并运用宏观审慎管理工具予以处理，直至采取叫停业务等临时性管制措施。

特此通知。

附件：

关于在中国(上海)自由贸易试验区
放开小额外币存款利率上限的实施意见

第一条 为稳步推进中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)外币利率市场化改革，强化金融机构外币利率定价机制建设，完善市场供求决定的外币利率形成机制，有效落实试验区利率市场化“先行先试”的措施，形成“可复制、可推广”的经验，根据《中国人民银行关于金融支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见》有关精神和人民银行总行的总体要求，人民银行上海总部决定在试验区放开小额外币存款利率上限。

第二条 放开试验区小额外币存款利率上限后，上海地区金融机构对区内居民外币存款利率自主定价。区内居民，包括在试验区内依法设立的中外资企事业法人(含金融机构)、在试验区内注册登记但未取得法人资格的组织、其他组织、境外法人机构驻试验区内机构以及在试验区内就业一年以上的境内个人。

払等の異常な変動があれば速やかに報告する。

四、金融機構は適切にリスクの防止とコントロールを行い、政策要求に基づき業務を展開しなければならない。中国人民銀行上海本部は動態モニタリングと検査メカニズムを構築し、検査を強化する。上述の規定と要求を履行できない金融機構に対して、中国人民銀行上海本部は内部警告・批評通知・改革遂行を要求し、マクロプルーデンス管理ツールを運用した処理を行い、業務停止等の臨時管理措置を採用する。

ここに通知する。

付属書類：

中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する実施意見

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下略称「試験区」)の外貨金利市場化改革を着実に推進し、金融機構の外貨金利決定メカニズム構築を強化し、市場の需要と供給が決定する外貨金利形成メカニズムを完全化し、試験区の外貨金利市場化について「先行試行」措置を有効に実行し、「複写可能、普及可能」な経験を作り上げ、「中国人民銀行の金融が中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」に関する精神と人民銀行本部の全体要求に基づき、人民銀行上海本部は試験区で小口外貨預金金利上限を自由化することを決定した。

第二条 試験区での小口外貨預金金利上限を自由化後、上海地区の金融機構は区内居住者の外貨預金金利を自主的に決定する。区内居住者は試験区内で法に則り設立した中外資企業事業法人(金融機構を含む)、試験区内で登記しているが法人資格は未取得の組織・その他組織・域外法人機構の試験区内に駐在している機構及び試験区内で一年以上就業している域内個人。

第三条 金融机构要着力培育并提高外币存款自主定价能力，以市场供求为基础，合理确定外币存款利率，强化财务硬约束，提高差异化服务水平。要建立科学合理的定价策略和利率定价模型，制定相应的管理办法。利率定价模型要能合理体现资金成本、费用和客户的利润贡献度，能合理准确地反映风险溢价，为差异化、精细化定价提供有效依据。

第四条 金融机构要建立试验区外币存款利率风险管理体系。利率风险管理体系应主要包括：确定利率风险的管理目标、管理组织体制、利率风险的评估方法、利率风险限额，制定压力测试实施意见及风险管理措施等内容。

第五条 金融机构要密切关注国内外金融市场和率和汇率动态，合理预测外币利率变动趋势，科学评估区内外利差变动导致外币资金流动的潜在影响，做好利率波动的风险预案。

第六条 试验区内居民企业开户时须提供登记注册证明文件，居民个人开户时应提供单位在职证明，金融机构要制定试验区的客户资质审核细则，严格开户标准，防止利用虚假身份办理业务进行资金腾挪套利的违规行为。

第七条 金融机构要建立试验区外币存款利率的监测分析机制，按要求填写《上海自由贸易试验区外币业务监测表》(表样在中国人民银行上海总部利率管理系统中下载)，及时提交中国人民银行上海总部利率管理系统，并对异常交易进行追踪分析，提交监测报告。

第三条 金融機構は外貨預金の自主価格決定能力の育成・レベル向上に力を入れ、市場の需要と供給に基づき、外貨預金金利を合理的に確定し、財務体質を強化し、サービス水準の差異化レベルを向上しなければならない。科学的合理的な価格決定政策と金利決定モデルを構築し、相応の管理弁法を制定しなければならない。金利価格決定モデルは資金コスト・費用と顧客の利潤貢献度を合理的に体现することができ、合理的に正確にリスクプレミアムを反映することができ、価格決定の差異化・精緻化により有効な根拠を提供する。

第四条 金融機構は試験区に外貨預金金利リスク管理体系を構築しなければならない。金利リスク管理体系には、金利リスクの管理目標・管理組織体制・金利リスクの評価方法・金利リスク限度額を確定し、実施意見及びリスク管理措置等の内容を強制的に検査することを主を含む。

第五条 金融機構は国内外金融市場金利と為替レート動向にきめ細かい注意を払い、外貨金利変更動向を合理的に予測し、区内外金利差変動が外貨資金流動に与える潜在的な影響を科学的に評価し、金利変動リスクに対して事前対策を行わなければならない。

第六条 試験区内居住企業が口座を開設する時は、登記証明文書を提供し、居住者個人が口座を開設する時は企業在職証明を提供し、金融機構は試験区の顧客資質審査細則を制定し、厳格な口座開設基準を制定し、虚偽の身分を利用した資金流用鞘取り違反行為を防止しなければならない。

第七条 金融機構は試験区に外貨預金金利のモニタリング分析メカニズムを構築し、要求に基づいて「上海自由貿易試験区外貨業務モニタリング報告表」(中国人民銀行上海本部金利管理システムからダウンロードする)を入力し、速やかに人民銀行上海本部金利管理システムを経由して提出する、異常取引に対しては追跡分析を行い、モニタ

<p>第八条 金融机构应将制定的相关管理办法(包括外币利率定价的管理办法、风险管理体系和监测分析机制等内容)及时报送人民银行上海总部备案。</p> <p>第九条 人民银行上海总部将密切追踪分析政策实施后区内外币利率变化情况,研判市场发展趋势,综合运用多种工具有效防范风险,在推进改革的同时守住不发生系统性风险的底线。</p> <p>第十条 金融机构要切实做好风险防控,按政策要求开展业务。人民银行上海总部建立动态监测和检查机制,加强检查。对于不能履行上述规定和要求的金融机构,人民银行上海总部将予以内部警告、通报批评、责令整改,并运用宏观审慎管理工具予以处理,直至采取叫停业务等临时性管制措施。</p> <p>中国人民银行上海总部综合管理部 2014年2月26日印发</p>	<p>リング報告書を提出する。</p> <p>第八条 金融機構は関連管理弁法(外貨金利決定管理弁法・リスク管理体系とモニタリング分析メカニズム等の内容を含む)を制定すると速やかに人民銀行上海本部へ備案しなければならない。</p> <p>第九条 人民銀行上海本部は政策実施後の区内外貨金利変動状況を精緻にトレース分析し、市場動向を検討評価し、リスク防止に有効な各種ツールを総合的に運用し、改革を進めると同時にシステムティックリスクを発生させない最低限を維持する。</p> <p>第十条 金融機構は適切にリスク防止コントロールを行い、政策要求に基づいて業務を展開する。中国人民銀行上海本部は動態モニタリングと検査メカニズムを構築し、検査を強化する。上述の規定と要求を履行できない金融機構に対して、中国人民銀行上海本部は内部警告・批評通知・改革遂行を要求し、マクロプルーデンス管理ツールを運用した処理を行い、業務停止等の臨時管理措置を採用する。</p> <p>中国人民銀行上海本部総合管理部 2014年2月26日公布</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国) トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2005